

一雨ごとに季節は進み、春はもうすぐそこまで来ていますね！今月は道路交通法改正について取り上げてみました。
これから免許を取られるお子さんや、高齢運転者のご家族がいらっしゃる方々の参考になれば、と思います。

第六十二号 (3月号)

～ 今月の予定 ～

8日(水) (岡山) 製造会議
9日(木) (本社) 総務会議
11日(土) (本社) 品質会議
技術講習 石崎部長→岡山
(日にちは未定)

月間重点目標
**確かな技術で
信頼される
品質を!**
(猪子さん)

火災予防運動
**消しましょう
その火その時
その場所で**

Happy Birthday



大庭監査役
『レッド×狼』
☆純粋で明るい一匹狼。
☆自尊心が強く自分に自信を持っている。



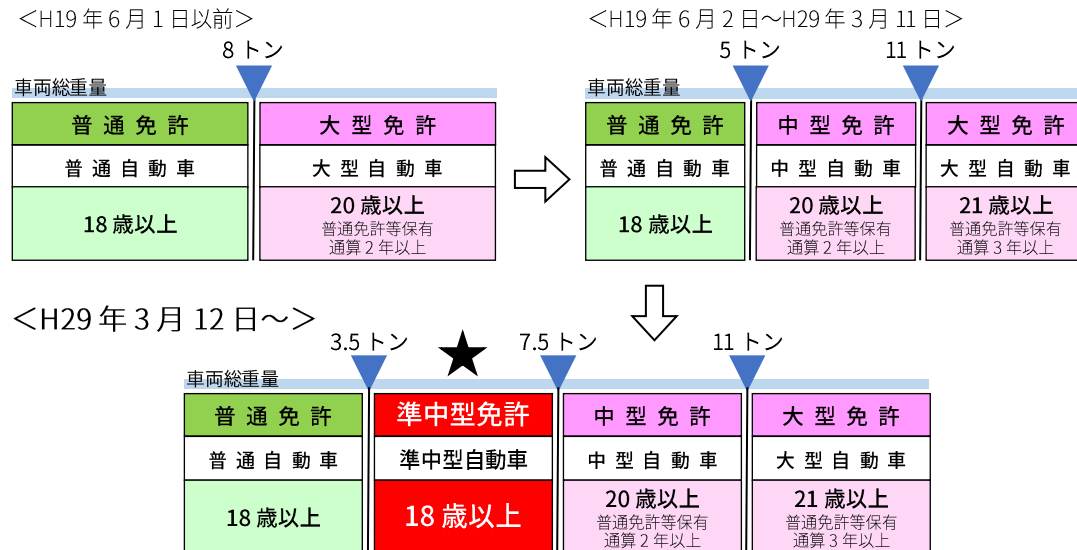
石崎部長
『ブラック×羊』
☆人の和を大切にする
トラブル嫌いの平和主義者
☆温和で優しく、平和を愛する気持ちが強い

～ 3月12日より改正道路交通法が施行されます ～

①準中型自動車免許の新設

準中型免許は、貨物自動車などに限定した新区分として新設され、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満(最大積載量2トン以上4.5トン未満)のトラックが対象となった免許で、18歳以上であれば普通免許の経験がなくても取得できます。運送業のドライバー不足、中型を運転できる人が少ない、といった問題を解消するべく改正されました。免許取得時の技能講習は、普通免許よりも7時間多い41時限となっています。

～免許制度の移り変わり～



※この改正には平成19年6月1日以前に普通自動車免許を取得した8トン限定中型免許の運転者は影響を受けません。施行後もこれまで同様に、8トン未満の車まで運転できます。
同様に平成29年3月11日までに改正前の普通自動車免許を取得した運転者も既得権保護として、5トン未満の車まで運転できます(5トン限定準中型免許)。

②高齢運転者への臨時認知機能検査と講習の実施

●一定の違反(18種類)をした場合、臨時認知機能検査等を実施

これまで75歳以上の高齢運転者に対し、免許の更新時(3年に一度)にのみ認知機能検査が実施され、その時に第1分類(認知症の恐れあり)と認定された人が特定の違反をした場合、医師の診断が必要、とされてきましたが、今回の改正では75歳以上の高齢運転者が認知機能が低下したときに起こしやすい18の違反行為をした場合は、更新時に「認知症の恐れあり」とされていなくても「臨時認知機能検査」を受けることになります(18の違反は下記参照)。そして臨時検査の結果、認知機能が低下している恐れがあると判断された高齢者に対しては、「臨時高齢者講習」が実施されます。講習は個別指導等により、認知機能の低下を自覚させ、本人の状況に応じた安全な運転行動を指導するものです。

●免許更新時の認知機能検査で第1分類と診断された高齢者には臨時適性検査等を実施

認知機能検査の結果、第一分類(認知症の恐れがある)と判断された運転者に対しては、公安委員会は臨時適性検査(専門医による診断)を行うか、医師の診断書の提出を命じることができるようになります。専門医による診断等で認知症が認められた場合は、免許の取消しか停止が行われます。なお、高齢運転者が上記の臨時認知機能検査や臨時高齢者講習を受けなかった場合も、免許の取消し又は免許の効力停止処分が実施されます。

【臨時認知機能検査の対象となる違反行為】

- 1 信号無視(点滅信号を含む)
- 2 通行禁止違反(一方通行道路を逆行する等)
- 3 通行区分違反(逆走や歩道の通行等)
- 4 指定横断等禁止違反(禁止場所で横断・転回する等)
- 5 進路変更禁止違反(黄線を越えてレーン変更等)
- 6 踏切での違反(踏切前不停止/遮断踏切立ち入り等)
- 7 交差点右折方法違反(徐行せず右左折する)
- 8 指定通行区分違反(直進レーンから右折する等)
- 9 環状交差点安全進行義務違反(徐行しない等)
- 10 優先道路通行車妨害
(交差する優先道路の車の通行を妨害)
- 11 交差点優先車妨害
(対向車の直進を妨げて右折する等)
- 12 環状交差点通行車妨害
- 13 横断歩行者等妨害(横断歩道で一時停止しない等)
- 14 横断歩道のない交差点で歩行者横断を妨害等
- 15 徐行場所違反(徐行すべき場所で徐行しない)
- 16 指定場所一時不停止
(「止まれ」標識で止まらない、等)
- 17 合図不履行(右左折などの際にウィンカーを出さない)
- 18 安全運転義務違反(操作ミス等)